

広島市告示第514号  
令和2年12月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スパーク中山店

(2) 所在地 広島市東区中山東二丁目2148番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

有限会社トシユキ

代表取締役 古谷 雅男

広島市東区中山東三丁目8番14号

有限会社地免商事

代表取締役 尾崎 隆雄

広島市東区中山東一丁目10番15号

株式会社スパーク

代表取締役社長 長崎 清忠

広島市西区商工センター二丁目17番37号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和2年月11月27日

## 6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

### (1) 縦覧期間

令和2年12月1日から令和3年4月1日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例49号）に規定する休日を除く。

### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和3年4月1日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

## 別紙

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者名	住所	
有限会社トシユキ	代表取締役 古谷 雅男	広島市東区中山東 三丁目8番14号	
有限会社地免商事	代表取締役 坂本 利彦	広島市東区中山中町 11番22号	
株式会社スパーク	代表取締役社長 長崎 清忠	広島市西区商工センター 二丁目17番37号	

(変更後)

名称	代表者名	住所	変更年月日・理由
有限会社トシユキ	代表取締役 古谷 雅男	広島市東区中山東 三丁目8番14号	
有限会社地免商事	代表取締役 尾崎 隆雄	広島市東区中山東 一丁目10番15号	平成26年4月20日 代表者変更 平成26年7月1日 本店移転
株式会社スパーク	代表取締役社長 長崎 清忠	広島市西区商工センター 二丁目17番37号	